

11 寒河江氏滅亡と最上氏による寒河江施政

最上の乱と寒河江氏

天正2年(1574)、山形城主の最上義光と父義守との父子相克合戦「最上の乱」が occurred しました。義守には、娘婿の米沢城主、伊達輝宗と多くの最上国人衆が味方し、寒河江氏は少数の義光方でした。その動きをおいましょう。

1月25日、伊達輝宗の上山攻撃で合戦が始まり、その4日後、国人衆が寒河江氏を攻撃します。「伊達輝宗書状写」は、「天童氏、白鳥氏、蔵増氏、白岩氏、延沢氏、溝延氏が寒河江城を攻撃、外構えが破られ城だけとなった」と書き、寒河江氏は降伏します。

その後、双方の戦いが激化した7月17日、「伊達輝宗日記」(伊達家文書)は、「寒河江氏が山形城の義光に味方したとの連絡が入った」と書き、再び寒河江氏は最上義光に味方しました。そして、7月30日の日記に、「左沢氏から寒河江間の交通が遮断された、との報告があった」とあり、寒河江氏は頑強に戦ったことがわかります。

最上義光と義守との合戦は、9月12日、最上義光と、義守方の主力、伊達輝宗との和睦によってほぼ終息しました。それでは、寒河江氏は、義光になぜ味方したのでしょうか。

文明年間の伊達氏の寒河江進攻以来、寒河江氏は伊達氏と確執があり、そのため義光方になったともされます。加えて、合戦の長期化をねらう庄内大宝寺義氏の働きかけがあったかとみられます。曾根家文書に、大宝寺氏の重臣だった土佐林禅棟から寒河江殿にあてた、戦国時代の2通の文書があります。そのうちの1通には、「寒河江氏に対し支援する」とあり、寒河江氏は大宝寺氏と同盟関係にあったとみられます。

天正10年の最上情勢

寒河江氏滅亡の直前、天正10年(1582)の状況をおいましょう。

山形城に羽州探題の復権を目指す最上義光がおり、争ったのは天童城の天童頼久でした。最上の乱を実質的に勝利し勢力を増した義光に対し、天童氏は延沢氏、長瀬氏、楯岡氏などの最上下郷豪族衆と一揆を結び、対抗しました。また、谷地には白鳥十郎がおり、十郎は谷地に入部した新興の武将とされてきました。しかし近年、永禄元年(1558)に白鳥氏が上洛し、飛鳥井邸で蹴鞠をする『言継卿記』の記事が確認され、その頃には谷地に強固な基盤を築いていたと評価されます。

これらの3者が、万石以上の領土と独自の軍事力を持ち、最上における戦国大名といえるかと考えます。一方、寒河江氏は万石以上の領土を持ちましたが、最上の乱で露呈したように、大江一族の白岩氏・左沢氏・溝延氏に対し、宗家として軍事動員できず、より強大な軍事力を行使できなかったと思われます。また、吉川氏から入ったとされる当主高基、執事橋間勘十郎と庶子や分家一族とは微妙な関係にあったのではないかと推測されます。

そして、最上の周囲には米沢城に伊達輝宗、庄内大浦城に大宝寺義氏といった戦国大名が

おりました。とりわけ、活発な軍事行動をとったのは、大宝寺義氏でした。義氏は、山辺氏、寒河江氏、白岩氏と連携し義光と対峙する一方、鮭延・新城に軍事進出を行い、鮭延氏は軍事支配下におかれ、新城は軍事蹂躪されました。

その状況を変えたのは、天正 11 年の前森蔵人反乱による大宝寺義氏の横死でした。それから、最上義光の軍事攻勢が始まったのです。それでは、寒河江氏の滅亡を見てみましょう。

寒河江氏の滅亡

まず、天正 12 年とみられる「5 月 13 日高森殿あて義光書状」をみましょう。これは、最上義光が留守政景にあてたもので、「天童軍との合戦は勝利し、天童氏を押し詰め、東根氏は退治し逼塞させた」と戦闘状況を述べています。その後、天正 12 年 6 月、義光は白鳥十郎を山形城に招き、激しい合戦のすえ殺害します（「6 月 12 日山形殿あて政宗書状」）。

そして、最上義光は白鳥十郎殺害後、寒河江・谷地に進攻し寒河江氏を滅ぼします。この情勢をみて、成生氏・蔵増氏・延沢氏などの天童方が義光方に転じ、秋に天童氏を奥州に追います。さらに、その直後最上小国に進攻し、細川氏を滅ぼし、翌年春に鮭延氏を降伏させます。かくして、最上の覇権は天正 12・13 年を画期として、最上義光の手中となったのです。

寒河江氏の滅亡を語る基本資料は確認されていませんが、「安中坊系譜」に橋間勘十郎は「中野村で勝たず、銃丸で卒す」、当主高基は「敗走し、貫見村自害」とあります。かくして、橋間勘十郎が討死した後、寒河江高基は寒河江城で戦うことなく貫見に落ち、自害したのでしょうか。

寒河江氏滅亡後、寒河江氏家臣団のうち、庶子とされる寒河江外記光俊は義光の重臣となっています。ほかにも、「最上義光分限帳」に、多くの寒河江姓の武将がのります。2 万 7 千石の寒河江城主寒河江肥前守を筆頭に、500 石の寒河江但馬、物頭で 261 石の寒河江十兵衛などです。このうち、寒河江肥前守と寒河江十兵衛は、最上義光の死去に際し殉死しました。これは、最上義光が寒河江氏の家臣団に対し、寛大な戦後処理を行ったことを語ります。

白岩氏滅亡は天正 14 年

白岩新橋の城主だった白岩氏の史料に、霜月（11 月）25 日の「下国殿あて源義光書状」（市川湊家文書）があります。書状には、「鮭延に庄内大宝寺氏が乱入した。同時に、白岩八郎四郎が大宝寺義興と縁者のため反乱を起こしたので、白岩氏を攻め押さえた。春になったら、清水氏や鮭延氏と庄内に攻め込むつもりだ。その時は、下国氏も庄内との境目に出陣されたい。」とあり、最上義光が秋田下国氏に支援要請しています。下国氏と最上義光との交流は、天正 14 年（1586）以前にはないことから、この書状は天正 14 年と考えられます。

白岩氏は、白岩留場の「阿弥陀堂棟札」に「天正 11 年 4 月 16 日」、「大檀那大江広教」とあり、「下国殿あて源義光書状」の白岩八郎四郎は広教でしょう。かくして、白岩氏は天正 12 年に寒河江氏に味方せずに生きのび、天正 14 年に義光に討伐されたと考えられます。

最上氏施政下の寒河江領主

寒河江氏の滅亡後、川西地方は天正13年から17年頃は、「最上義光充行状」から、義光の直接支配地となったとみられます。その後、寒河江領主は最上義光の長子、義康がなり、義康死後は弟家親が継ぎました。家親の発給文書は、慶長7年（1602）から9年に9点確認でき、その期間は寒河江領主でした。

家親が山形城主になった後は、寒河江領主は「最上義光分限帳」に、2万7千石で寒河江肥前守がのります。寒河江肥前守は最上義光死去の際に殉死し、その後寒河江は、白岩を除き最上氏の蔵入地になりました。

二重方形に、水堀と土塁をめぐらす近世寒河江城は、慶長年間、最上義康と家親が寒河江領主の時代に築城されたと考えられます。参考になるのは、長瀨城です。寒河江城と同じく、水堀と土塁を二重方形にめぐらしており、最上義光の弟、長瀨義保が、慶長年間にそれまでの城を壊し、築城したと推測されます。長瀨義保の城と義康・家親の城が同形態なのは、築城時期が近いからでしょう。したがって、近世寒河江城は、平和となった慶長年間に、寒河江氏の城を壊し城下町とともに全体計画によって築城されたと考えられます。

また、正保城絵図が残る近世東根城は、慶長年間に広大な堤堀を連続させる新しい城を造り、その時、大堰を開削し堀の用水としています。近世寒河江城の築城でも、寒河江川からの水堀への用水堰が開削されたのでしょう。

そして、最上時代の特筆される宗教政策として、慈恩寺の整備があげられます。慶長13年（1608）には、最上義光が大檀那となり、慈恩寺三重塔を建立しています。その後、元和2年（1616）には慈恩寺本堂の建設について、最上家親が再建のため着工し、元和4年に家信が完成させました。

12 見えてきた江戸時代の慈恩寺修験の行場

慈恩寺修験と葉山

江戸時代の慈恩寺には、年間58度の法会を修する僧侶と、毎年入峯修行を行う修験者がいました。慈恩寺修験は、慈恩寺の特徴の一つです。

慈恩寺修験の入峯の場は、鎌倉時代以後に葉山に設けられ、古来より「葉山十二坊」と称していました。坊のなかには慈恩寺と葉山の両方に居坊地を構える人々もいました。

慈恩寺と葉山は一体として、修験の山として栄えました。慈恩寺から葉山奥の院までの道があり、修験者はこの道を通って葉山に行き、宿坊の仕事をしたと考えられています。

それでは慈恩寺独自の入峯について見ていきましょう。

山業・愛染ヶ嶽

慈恩寺修験は、天正年間（1573-91）に葉山と分かれ、寛永4年（1627）から慈恩寺で独自の入峯が行われるようになりました。この時設けられた修行場を「山業」といい、慈恩寺本堂から北方3km離れた山中に位置しています。

慈恩寺修験の特徴は、霞場を持たなかったこと、修験統制の本山派、当山派のいずれにも属さず「他山の構えこれなく、田舎ながら本山」と独立していたことにあります。

享保6年（1721）において、慈恩寺一山3院48坊のほか在地百姓の人口594人、出家（清僧）25人、山伏66人。山伏はいわゆる妻帯修験で、最上院配下20坊、宝蔵院配下4坊、華蔵院配下5坊。山内は多くの院坊が立地して、慈恩寺はまさに修験集落の様相を示していました。慈恩寺修験にも朱印地が配当されたので、霞場を持つ必要がなかったのです。

柴燈護摩供板札

明治5年（1872）に修験宗の廃止によって、慈恩寺修験の入峯修行が行われなくなり、長く慈恩寺修験の実態が分からなくなっていました。平成22年から、慈恩寺の国史跡指定を目指し、慈恩寺総合調査が始まりました。その中で、多くの柴燈護摩供板札が存在することが分かり、それが端緒となって慈恩寺修験の調査が進み、実態がみえてきました。板札には入峯の年号・願文・大先達名や役職分担・入峯に参加した山伏名などが書かれていました。

万治2年（1659）の板札には、大先達は善竹坊が務め、導師が金輪坊、小木善清坊、関伽藤本坊、将福泉坊、法螺常樹院・重光院とあります。

慈恩寺派に属する在方修験を含む院坊の中で、初めて入峯に参加する子弟がいるときには、「本峯」と称する1ヶ月間の入峯を行いました。いないときは、「略峯」と称する7日間の入峯でした。

入峯修行

入峯修行は大きく大峰修験の形態を取り入れ、床堅・懺悔・清掃・小木・関伽・正灌頂などの修行がありました。これらを執り行うのが大先達で、修行を終えると補任状や免許状を与えました。

慈恩寺では、真言方と天台方が輪番で大先達を務めました。真言方では竹内坊・川口坊・桜沢坊・証誠坊・善蔵坊の5坊で、天台方は最上院を筆頭に善竹坊・禅林坊・藤本坊・林泉坊・砂作坊・萱濃坊・金輪坊の8院坊でした。

行場は、「山醍醐」と称した慈恩寺山内一帯を範囲としていました。「一の宿」を新山堂と定め、ここを修行の根拠地としました。ベースキャンプです。「二の宿」は高森・遠山権現一帯であることが知られていますが、場所はよくわかっていません。「三の宿」は、田代との境近くの山業です。ここは、愛染ヶ嶽という急峻な岩山、深い洞穴、不思議な四十八森の岩山などからなります。普段の時も「留山」となっていた立ち入り禁止区域で、重要な法務の場所と位置付けられていました。

入峯儀礼

入峯儀礼は、慈恩寺本堂の弥勒堂を始め各堂社への拝礼、真言・九条錫杖・観念・普門品・大金剛輪などの経文拝誦、懺悔・断食・灌頂・柴燈護摩などを中心として、化け女・歓喜作法・踊躍作法・相撲・けんか・岩山の駆け巡り・綱掛け松につるす・深夜に関伽井沢の水汲み・父母の恩への感謝など独特の修行がありました。なかでも修行の終わりに記念となる板札、いわゆる「打切札」に加持祈祷を行い、これを一の宿の新山堂に掲げました。現在、万治2年（1659）から明治5年（1872）までの40枚ほどの板札が現存しています。平成24年度に、38枚（付けたり2枚）が寒河江市の有形文化財に指定されました。入峯に参加した慈恩寺派の山伏たちに、修行明けに大先達から位階を示す補任状と山伏の服装・持ち物についての免許状が与えられました。峯中の回数によって「一僧祇」「二僧祇」「三僧祇」「大越家」「坊号」「院号」「権大僧都」の位階が与えられ、山伏の着用する「袈裟の色」「法螺の緒の色」などが決められました。

入峯に必要な剣や鈴懸・金剛杖・笈・法螺など山伏12道具があり、本峯1ヶ月間の峯中では、日常と異なる山伏言葉「七十五道大事」を用いました。食物では白米を「舍利」、飯を「法の実」、握り飯を「玉」、餅を「御正躰」、うどんを「力皮」などと言いました。食事もちちんと献立が決められていました。

略峯では、根拠地の「一の宿」新山堂に、慈恩寺院坊とそのほかの人たちが、赤飯や饅頭、餅などを持って見舞いに訪れています。入峯も次第に祭りの様相に変わってきていました。

現存する中世の「修験秘伝書」や「修験道免許状」を見ると、修験道の根本道場である大峰修験の方式がうかがえます。院坊に残されている近世の修験法則にも「大峰当山方法則」などがあります。これらを基本として慈恩寺修験の「瑞宝山峯中大事」や「峯中秘伝書」「手法則」が作られ、慈恩寺独特の入峯が行われたものと見られます。天台方も真言方もほぼ同じ流れで入峯修行が行われました。

行場跡

今も残る慈恩寺修験行場跡として、「一の宿」では、新山堂跡・山王堂跡などの堂社跡と関伽井戸があります。「二の宿」では遠山権現や沼があります。「三の宿」ではそのままそっくり岩山の行場が残されています。入峯の根拠地「新山堂」は、明治初年、雪で潰れ、建屋の残骸が昭和初期まで残っていました。

「一の宿」から「三の宿」へ至るルートはおおよそ、一の宿→遠山権現→長坂→太郎→夫婦滝→広表→白狐沢→三の宿の山業・愛染ヶ嶽と考えられます。慈恩寺の各院坊に修験資料が残され、現在も修験の行場跡が明瞭に分かるということは、稀有なことです。

江戸時代、慈恩寺では60回を超える入峯が行われたと記録にあります。慈恩寺一山の行事として、毎年5月の1か月間行われていました。

天皇御願寺である慈恩寺での法会における聖なる祈りに、入峯修行で験力を得た修験者

たちがパワーを注いだのではないかとされています。

13 幕藩体制と寒河江地方の農村 村請制・村の仕組み

文治5年(1189)に大江広元が寒河江荘の地頭となって以来、約400年にわたって寒河江・西村山地方を治めてきた大江氏も、戦国の争乱の中で天正12年(1584)に滅びます。その後寒河江は、最上氏の支配下となりますが、元和8年(1622)には、その最上氏も近江に移され、旧最上領は、鳥居・酒井・松平・戸沢などの各大名や旗本に分け与えられました。山形城には鳥居氏が入りますが、寒河江領2万石は幕府の領地となり、鳥居氏が預かり管理することとなりました。これは、出羽国における幕府直轄領(天領)の最初のもので、西村山地方から山辺にかけて、46の村が含まれていました。

その後、山形城主の度重なる交替と所領の縮小などにより、寒河江やその周辺に幕府領が増えていきます。また、山形領の領主が替わるときに飛地領として残されたものもあり、支配関係が大変複雑なものとなっていきました。

村請制による支配

戦国時代には、武士は農村で下人を使って農業や開発を行い周辺の百姓を支配し、戦いの時には、それらの人々を従えて出陣しました。その後、検地と兵農分離の政策により、武士は城下町に住むようになり、農村には「名請人」として耕地の保有権を認められ、年貢を納める義務を負った農民が住むことになりました。そして領主は、各村々の百姓の中から村役人を選び出させて、村を管理させ、治安の維持を図りました。そして年貢や諸役等を村を単位に賦課して、村の共同責任でそれらを納入、請け負わせるようにしました。これを「村請制」と呼んでいます。江戸時代の「村」は行政組織の末端に位置付けられました。

農民にもいくつかの階層がありました。まず、「本百姓」とよばれる者です。土地所有を認められ検地帳に名請人として名前が載せられました。本百姓は年貢を納める責任を負うとともに、村の会議に出席し村の運営に参加しました。次に「水呑百姓」です。家屋敷は持っていますが耕作地を持たず、地主から土地を借りて小作していました。また、「借地」と呼ばれる人たちもいました。これは自分の家もなく、地主から土地を借りて家を建て、農地も借りたり、労力を提供したりして暮らしている人たちです。このような人たちのうち、地主などの手下となり労役を提供する「名子」と呼ばれる人たちもいました。

こうした村々には、「村方三役」と呼ばれる名主(庄屋)・組頭・百姓代が置かれました。

名主は、村の最高責任者で、領主からの指示や命令を農民に伝え、村の治安を守りました。また、村に割り当てられた年貢などを村内の百姓たちに割り当て、それを期限までに取り立て領主に納めるのが一番の職務でした。名主は、行政における末端組織に位置付けられた村

の行政官という性格がありましたが、一方では自治機能を持つ村の代表者でもあり、村に問題が起きた時には、農民の代表として領主に陳情や請願を行いました。名主に任命されるのは、村内で多くの土地を所有する有力者や新しい土地の開拓を進めた指導者などで、世襲される場合が多かったのです。

組頭は、名主の補佐役で、村々に数名いました。村は生活共同体でもあり、村を維持するために必要な経費（村入用）を農民に割り当てるなどの仕事もあり、書や珠算のできる者が選ばれたようです。

百姓代は、農民を代表して名主や組頭の仕事を監視するのが職務です。経験豊かで農民から信頼される者が選ばれ、年貢や村入用の割り付けにも立ち会いました。

郡中惣代と会所

寒河江周辺の幕府領は、寒河江か柴橋の代官所に所属し、その支配を受けました。村山地方には多くの代官所がありましたが、各代官所には所属する村々の名主代表の「郡中惣代」と呼ばれる者が数名いて、代官所の業務を補佐していました。代官所には名主の詰所としての「会所」を設置して、村々の名主が順番で常駐していました。幕府からの指示や命令である御触は、代官所を通じて会所で受け取り、村々へ触書を出して通達しました。重大な用件がある場合には、会所から各村々に廻状を出して名主を集め、会所で会議を行いました。各村々から出された訴訟問題等も、多くは郡中惣代の合議によって解決し、どうにもならないものだけを幕府に上げました。代官所には少数の役人しかいないので、代官所の行政事務は郡中惣代の力を借りなければならなかったようです。また、幕府領や諸藩領が入り組んだ村山地方においては、治安維持や農民の生活の安定のために、統一した施策が必要であり、郡中惣代の役割は重要であったと考えられます。

五人組制度

江戸時代の農村には、治安維持と年貢納入の連帯責任を果たさせる組織として、五人前後の農民を一組とする「五人組制度」がありました。

五人組制度が全国的な規模で実施されたのは、寛永 10 年代（1633-42）といわれています。その大きなねらいは、キリシタン信者の禁圧と浪人の取り締まりでしたが、実際は組員相互の監視、年貢納入の共同責任の強制の意味合いが強く、支配者側にとって都合な組織でした。

「五人組」といっても、一組の人数（戸数）は 5 人（5 戸）に限ったものではなく 4 人組や 6 人組、中には 7 人組や 8 人組、9 人組の組織もありました。持高の大小や住居の近隣関係を考えながら編成を決め、各組ごとに 1 名の代表（組頭）を選んで責任者としました。五人組がつくられた時には、「五人組帳」を作成して、組員の名前を記入捺印して領主に提出しました。

この「五人組帳」の前書きには、農民が守るべき条項が様々に記載されています。前書の

内容は、幕府や諸藩から出された法令などだけでなく、農民として生活するうえでの心がけもあり、中には100カ条を超えるものもありました。

市内に残っている留場村の「五人組帳」の前書きは全部で76項目もありますが、内容を大きく分けると次のようになります。

(1) 治安維持・犯罪の防止と告発及び連帯責任 (2) 貢納の義務とその方法 (3) 田畑管理 (4) 公儀御用の達成 (5) キリシタン宗門の禁止 (6) 訴訟行為に対する保証・立合い (7) 賭博・遊興の禁止 (8) 人身売買の禁止に関するもの (9) 食物・衣服・信仰等農民の生活規制 (10) 五人組条項の徹底

農民の義務や生活面でのかなり詳しい規定であり、農民はこれらの条項を守るよう求められました。具体的には、五人組の中で法令に違反する者がいたならばすぐに届け出ること、農作業に精を出し、もし無精者がいたら意見を加えて働くように改心させること、年貢納入を最優先し良質米を納めることなどが書かれています。また、日常生活においても、着用する衣服、食べ物、飲酒や家のつくりについてまで細々と定められていました。

村契約と村掟

五人組制度は、支配者側からつくられたものでしたが、それとは別に農民が自主的に、村民の和合、相互扶助のために組織したものがありません。これを「契約」や「契約構」と呼びました。大半は年に1度の飲食をともなう会合で、仲間の規約を定め、当番制で維持されていたようです。主に以下のような内容でした。

(1) 村内生活の約束事を決めること (2) 葬式の手伝い・火葬・土葬・葬儀費用の融通 (3) 膳枕・念仏の鉦等を整えること (4) 当番を決めて馳走すること (5) 契約の無尽を作って資金の融通をすること (6) 田畑・山野・カヤ野等の財産をもつこと (7) 当番がその年の出来事を書き綴ること

その他にも、農民が田畑を耕作して生活を維持していくために欠かせない、堰などの用水の管理や山林の利用などについても、契約の寄合で決め、「村議定」や「村掟」として、村人皆で守るべきこととされました。

現在でも、地区によっては秋の農作業が終わったところに懇親の場として「契約」が行われています。また、地区民による堰普請や用水路の草刈りなどが実施されているところもあるようです。

14 検地帳と宗門人別帳 寒河江のキリシタン・白岩のキリシタン

検地帳

検地帳(水帳)とは、検地の調査結果に基づいて村単位で作成された帳簿のことをいい、

領主が農民に対して課税する際の基礎資料として使用されました。

検地帳には、村内の田畑・屋敷地について一筆ごとに字名（所在地の地名）・地目（種類）・等級（上・中・下・下々）・面積・石高・耕作者などが記載され、最後一村全体の田畑屋敷の総面積・村高の合計が記されています。これらの形式は、太閤検地では文禄検地以後、江戸幕府では寛文・延宝検地以後に統一した書式に定められました。

寒河江地方の寛文検地

寒河江地方における検地で有名なものに寛文検地があります。寛文8年（1668）、当時財政が困窮していた江戸幕府は、幕府領を増加させ、くまなく検地することにより財政を再建しようとしていました。寛文11年（1671）に年貢の増徴をはかる目的で、大規模な検地が出羽と関東一円で実施されています。これが寛文検地であり、この時の羽州代官は松平清兵衛（寒河江・谷地・尾花沢・白岩・山野辺・長崎・蔵増・楯岡・大石田・延沢領11万3千石余）と佐野平兵衛（漆山領3万石）でした。

松平清兵衛の支配地域で行われた寛文検地は、寛文11年に南部の山野辺領から始まり、北部の尾花沢領が終了したのは延宝3年（1675）でした。5年という月日を要していますが、10万石を超える領地の検地としては驚異的な速さで進められたといえます。また、松平清兵衛は検地の実施に先立ち、検地役人と村役人に「御検地ニ付被仰渡候覚書」という検地の具体的な方法が書かれた文書を出した上で、双方から誓約の起請文をとって検地の厳正を期しています。

この時の寛文検地は「石盛法」という方式が採用されました。これは、田畑の生産見込高を石盛で表し、それに面積をかけて石高を算出して、それに免（税率）をかけて年貢取米を決定するものでした。ところが検地実施後に各領の総石高を計算したところ、従来の石高より大幅に少ないことが判明しました。松平代官は名目だけでも従来の石高にするために石盛を上げるという措置を講じました。この間の事情は、各村の寛文13年（1673）の検地帳奥書に「検地の結果、石高が不足となったため盛を上げたもので、地所がよいために上げたのではない。これからは、定引として石高から一定の高を差し引いて年貢高を調整する」と記されています。しかし定引はあったものの、寛文検地の石盛は豊臣時代の太閤検地の全国基準から見ると極めて高く、そもそも村高そのものが高くなるため、納めるべき年貢の基準も高くなりました。寒河江地方の百姓は、長年その重い負担に耐えてきたこととなります。

宗門人別帳

宗門人別帳（又は宗門人別改帳、宗旨人別帳）とは、江戸時代にキリシタン禁止政策の手段として、村ごとに作成された民衆調査を目的とした台帳のことで、家ごとに宗旨を調べて檀那寺がキリシタンではないことを証明しました。この制度は寛永年間から実施されましたが、元来は別々に行われていたキリシタン禁圧のための「宗門改」と、領主による夫役負担能力の把握を目的とする「人別改」とが寛文11年（1671）以降複合化し、次第に人口動

態の把握という戸籍としての機能面が強くなっていきました。これが明治4年(1871)の戸籍法の制定まで続き、明治5年に壬申戸籍が作成されるまで現在の戸籍台帳の役割を果たしました。

宗門人別帳の記載内容として、一軒ごとに持高・檀那寺の証印・戸主氏名印・家族の氏名・続柄・年齢が記入されており、最後に村全体の戸数・人数・村高・関連寺院の連署があり、「御法度宗門(キリスト教)」ではないと証明して村役人が所轄役所に届け出る形式となっています。

寒河江のキリシタン 小間物屋次右衛門

寛永14年(1637)に起きた島原の乱を契機として、幕府によるキリシタンの取締りが一層厳しくなり、禁教の徹底が図られることとなります。寛永16年(1639)には鎖国令が出され、段階的に強化された鎖国政策により、宣教師の来日も不可能になりました。そのようななか、当時の信者は表向き仏教徒として振る舞うことを余儀なくされていましたが、密かにキリスト教への信仰心を捨てずにいました。

正保元年(1644)、山形城主となった松平直基はキリシタンの探索を行い、同2年から4年にかけて40名ほどを投獄しました。特に延沢銀山は多数のキリシタンが潜伏していたといわれています。これ以前の寛永13年にも、北口村(河北町)で10名のキリシタンが処刑されています。

そのような弾圧の中、寒河江地方にもキリスト教を信仰する人物がいました。寒河江楯南村の小間物屋次右衛門です。千原家文書の「切支丹(キリシタン)次右衛門類族之事」には、その時の様子が詳しく記されています。

「今の南町に小間物を商う次右衛門という者がいた。この人がキリシタンだと、漆山村の孫左衛門が井上筑後守(宗門改役大目付)に密告した。このため正保3年(1646)、寒河江代官松平清左衛門に捕えられて寒河江の牢屋につながれた。改宗を迫られたが応ぜず、承応元年(1652)9月9日に67歳で牢死した。このことを代官に報告し、命令通りその死骸を塩漬けにして牢屋敷に埋めておいた。その類族は本人をはじめ子孫、曾孫まで男女75人である。この中で塩漬けにしたのは、本人・嫡男さん次・女子ちいさの3人ばかりでその外は土葬にしておいた」

死骸を塩漬けにしておいたのは、幕府の宗門役人の検死まで腐敗を防ぐためでした。このように、寒河江においても類族まで調査して処罰するという、厳しい取締りが行われたのです。

白岩のキリシタン デイゴ清吉

寛永7年(1630)10月、イエズス会のポレロ神父が会津からローマの本部に出した手紙

の中に、白岩のキリシタン、デイゴ清吉ら7名の殉教の様子が書かれていました。「デイゴ清吉は功德院という所に幽閉され年貢の勘定をさせられていた」と記されていたのです。

当時、白岩領主酒井長門守忠重の領内にあった功德院が、政庁として使用されていたふしが窺われ、デイゴ清吉は幽閉されながらも事務方の下働きをさせられていたようです。この時、棄教して改宗を迫られたのかもしれませんが、しかし、強い信仰心は一途に殉教という道を選びました。

寛永6年10月26日、白岩においてデイゴ清吉(35歳)と父レオ出雲(69歳)は生きてまま焼かれ、清吉の妻マリア(33歳)、清吉の子サンチョ(14歳)、同マンショ(10歳)、同マリーナ(7歳)、同サビーナ(1歳)が斬首されました。この7人の名前は米沢市の北山原殉教碑にも刻まれており、当時のキリシタン弾圧の凄惨な様子を伝えています。

15 出羽寒河江の年貢米は江戸に運ばれ人々の糊口を支えた

寒河江領は幕府領(幕領)でしたので、年貢米(御城米)は江戸などに廻米するのが原則でした。それでも江戸は遠かったので、江戸時代初期の出羽幕領では、しばらくの間年貢米の江戸廻米は行われませんでした。酒田に積み下されて売り払われたり、延沢銀山に向けたり、あるいは佐渡に向けるなど、廻米といってもせいぜい出羽の内かその周辺地域に限られたものであり、それぞれ廻米先で売り払われて、その代金が幕府に上納されたのでした。

江戸廻米の始まり

幕府の仕組みが整うとともに、江戸の人口も増加し、その分多くの米が必要になり、各地の幕府領の年貢米が江戸に向けられるようになりました。出羽幕領も例外ではありませんでした。出羽幕領の年貢米の江戸廻米が始まるのは、万治2年(1659)といわれています。初めは江戸商人らの請負によるものでした。

寒河江領など、村山郡の幕府領からの請負による江戸廻米では、最上川などの最寄りの河岸で幕府領の村々より請負商人が年貢米を受け取ります。その後あらかじめ雇った川船によって酒田港に積み下したうえ、調達した廻船(海船)の到着を待つために、いったん酒田の商人の米蔵に保管します。そして廻船が酒田港に到着すると、年貢米を積み込んで江戸に向けて出港しました。無事江戸に到着すると、幕府の御米蔵に納入されることになります。

御米蔵に納入された年貢米は、幕臣たちに支給され、また商人に販売されたのでした。

そのような商人請負による江戸廻米は、万治2年より寛文11年(1671)まで13ヵ年ほど行われました。請負商人たちは幕府から受け取る請負料のもとで、なるべく多くの利益をあげようとして、老朽船を廻船として雇ったり、一度に多くの年貢米を運ぼうとして積み過ぎたり、種々の弊害がみられました。

そのため、廻船の江戸到着が遅れたり、海難事故が多く発生するなど、重大な問題が生じました。

幕府は江戸廻米における海難事故を少なくするとともに、費用を削減するため、寛文 11 年、商人請負による江戸廻米を中止し、代わって「百姓直廻し制」を始めることにしました。百姓直廻し制とは、幕府領の百姓たちの責任と負担によって、江戸廻米を行おうとするものでした。

幕府は、商人の河村瑞賢に命じて、寛文 11 年に東廻り航路を整備させたのに続き、翌 12 年に西廻り航路を整備させました。そのうえで、寒河江領をはじめ出羽幕領の年貢米を百姓直廻し制のもとで、江戸廻米を行う仕組みを整備させたのでした。

御米置場の設置

江戸廻米を行う仕組みのうちで最も重要な施設が、酒田港の最上川河口のところに設置された御米置場でした。通称「瑞賢倉」と呼ばれています。

商人請負の時は、村山郡の幕府領から酒田港に積み下された年貢は、いったん商人の米蔵に保管されたのですが、それでは火災など万一の場合の心配もあったことから、御米置場は町方から離れた場所に設置することにしたのでした。何度か変更もありましたが、瑞賢が建設した時の御米置場の内部は東西 78 間（約 140 メートル）、南北 49 間（約 88 メートル）という長方形の施設で、3822 坪の広さがありました。盗難などを防ぐため柵木を巡らし、四方を土手と空堀で囲んだものでした。

御米置場の前に着船した川船から年貢米を搬入したり搬出したりするために、河戸といわれる木戸（門）が 3 つありました。時代によって木戸の数に変化がありました。幕府領を支配する代官所ごとに使用したのですが、初期には延沢代官所と漆山代官所の二つが置かれていて、寒河江領は延沢代官所のうちに含まれていました。残りの一つは庄内大山役所で使用しました。村山地方で幕領が増加するとともに、木戸の数も増加する傾向にありました。また名称も変化しました。

御米置場には屋根がなかったので、積入れられた年貢米は、地面に置かれた台木の上に積みまれました。野積みといいました。雨露などは菰などで覆って凌いだのでした。

ただ、年貢米を廻米するその時だけ民間の廻船を雇うので、商用を済ませることが優先し、廻船の酒田に来るのが遅くなりました。年貢米は、その分長期間野積みされたままになるので、江戸時代後期になると、板蔵を建設しようとする動きも出てきました。しかし、年貢米が蒸れてしまうなどの恐れもあり、結局実現には至りませんでした。

廻米の動き

享保 5 年（1720）のこととみられますが、白岩村など 6 ヶ村は江戸で一部年貢米を買納しました。通常は、年貢米は途中での欠減りに備えて、欠減米（欠米）を用意して年貢米と一緒に廻米していました。しかし、その時は凶作だったからでしょうか、欠減りが多く生じ

たので、あらかじめ用意していた欠減米では足りず、江戸で追加の米を買い、何とか年貢米として御蔵納を済ましたのでした。

年貢米の江戸廻米は、最上川の河岸を出て、御米置場を経て幕府の浅草御蔵に無事納入するまで多数の日数を要しました。その分年貢米の欠減りも多くなり、しばしば百姓たちに追加の負担が課されたことから、村々は年貢米を江戸廻米するのではなく、なるべく石代金納を望んだのでした。年貢に占める石代金納の割合は時代が下るとともに多くなっていきました。追加の負担などが課される心配がなかったからです。

西廻り航路が整備された後も海難事故は続きました。ごく一部をあげてみます。

まず、最上川を下す途中で毎年のように破舟がありました。島村の高瀬や高屋村でも破舟し、積量の半分も濡米になってしまいました。損害の負担は舟方 3 分の 1、残りは郡中の村々で弁納するというきびしいものでした。

享保 20 年（1735）初夏、寒河江代官所付き村々の年貢米 2575 俵を積んで東廻りで酒田港を出帆した廻船が、4 月 5 日、大風雨によって鹿島灘で破船し、ほとんどの年貢米が海中に捨て米になってしまいました。

また文政 10 年（1827）、寒河江・柴橋領の御城米 4600 俵余を積んだ海船が遠州灘で難破、廻米はおろか乗組員の生死も定かでありませんでした。しかしそのなかの一人、柴橋郡中代表の上乗りの白岩村・常吉は八丈島へ漂着し、2 年後故郷に帰ってきました。てっきり亡くなったと思われていたのでした。

江戸時代の中期になると出羽幕領も拡大しました。酒田港を経由しての江戸廻米の量もかなりの高に及び、それにともない、元文年間（1736-1741）になると、商人による江戸廻米などの請負の出願がいくつかなされました。農民たちも廻米の負担の軽減を望んでいたもので、一時行われましたが、結局江戸時代の最後まで百姓直廻し制で廻米を行っていたのです。

また米の生産が行われなかった蝦夷地（現北海道）には、出羽庄内などから米が供給されていましたが、文化 5 年（1808）からは寒河江など村山郡の幕府領から、松前渡米として供給されることになりました。これは安政 2 年（1855）まで続きました。

当時、江戸は人口 100 万人以上の世界最大の都市で、江戸の人々の生活を支えるには、どうしても幕府領の貢納米を江戸に送らなければなりません。村山地方は全国的に見ても幕領が多い地域であり、幕末期になって、農民の強い抵抗にあっても幕府は江戸廻米を強行したのです。

幕領の農民、それに舟運・海運に携わる人たちは、万難を排してこの大事業を遂行したのでした。

16 寒河江・柴橋・白岩に置かれた幕府の代官所

元和 8 年（1622）に最上家が改易になると、寒河江 2 万石余は幕府領となりましたが、幕府の支配とはならず、山形藩鳥居家の預りとなりました。そのため、寒河江の楯南村の南町に支配役所である陣屋を置いたとみられます。

寛永 13 年（1636）、寒河江が幕府延沢代官小林十郎左衛門の支配になると、代官所である延沢陣屋の出張陣屋として、寒河江南町に寒河江陣屋が置かれました。後年になって、寒河江陣屋は焼失したり廃止となったりしますが、再配置されるのはいつも南町（現ひがし公民館周辺）でした。

寛永 19 年、罷免された小林代官に代わって羽州代官となったのは、世襲代官の系譜を持つ松平清左衛門でした。清左衛門は延沢を本陣の代官所としましたが、引き続き寒河江に出張陣屋を置きました。

寒河江陣屋は、松平清左衛門の時の万治 2 年（1659）に建替えられました。設置されてから 20 年以上過ぎており、陣屋はかなり傷んでいたものとみられます。清左衛門の子息松平清兵衛代官の時、寛文 6 年（1666）にも建替えられました。陣屋の破損だけでなく、牢舎を建てるなど陣屋を整備拡張することに主眼がおかれていたのでしょう。それでも出張陣屋であったので、敷地・建物とも狭かったのです。

陣屋を建替えたりする場合、その費用は支配地の村々から取り立てました。陣屋は徐々に拡張され、清兵衛の子息松平清三郎代官の時の貞享 2 年（1685）には、役人が執務する陣屋敷は 4 畝 15 歩（135 坪）、牢屋敷が 6 坪でした。

本陣屋となった寒河江陣屋

貞享 4 年、寒河江陣屋の支配高は 3 万 5 千石余でした。太田半左衛門は寒河江代官として寒河江に初めて本陣屋を置きました。出張陣屋として使用されてきた陣屋をそのまま利用したので、はなはだ手狭でした。

次の小野朝之丞も寒河江代官であったので、寒河江陣屋が本陣屋となりました。それでも、太田・小野両代官の時に陣屋が拡張されたり建て直しされたりした様子はありません。

その次の諸星内蔵助は長瀬（東根市）代官として数年間に及んで村山幕領全体を支配したので、その間寒河江陣屋は出張陣屋となっていました。

諸星代官が正徳 4 年（1714）に罷免され、村山郡の支配地は二分されました。その結果寒河江代官所が復活し、柘植兵太夫が寒河江代官に就任しました。

手狭だったこともあって、享保 2 年（1717）から翌年にかけて寒河江陣屋は改築されました。その際、3 名の百姓の田地・屋敷を譲り受けて、表長屋部屋や本陣屋を建設し、費用は 816 両余に及びました。やはり支配地村々に割り当て、高 100 石につき金 1 両 1 歩 2 朱ほどの取立てだったとみられます。

陣屋は北向きであり、それに付随する建物として割元役など郷方の役人（村役人など）が詰める郷会所も置かれました。その後も森山勘四郎、池田喜八郎、黒沢直右衛門、山本平八郎というように、寒河江に代官所を置く代官が続きました。しかし、山本平八郎代官が、寛延2年（1749）に関東代官に転出すると、寒河江陣屋は尾花沢代官所の出張陣屋になりました。ところが、宝暦3年（1753）5月2日に寒河江に大火が発生し、寒河江陣屋も焼失してしまいます。尾花沢代官辻六郎左衛門は、古家を購入するなどして、急ぎ仮陣屋を設置しようとしたものの、結局寒河江陣屋は廃止となりました。

寒河江陣屋の再配置

その後、寒河江代官となった力石荻之進によって、安永6年（1777）に寒河江陣屋が再置されました。百姓より土地を購入して、白州が掘られました。文化元年（1804）時点での陣屋全体の敷地は2反1畝29歩であり、そのうち1反9畝15歩が楯南村分で、残る2畝14歩が楯北村分でした。

その後、しばらく寒河江陣屋は代官所として存在し、一時、尾花沢代官所の出張陣屋となりましたが、文化元年（1804）より、柴橋代官所の出張陣屋としての扱いが長く続きました。

柴橋陣屋の設置

寛延3年（1750）3月から出羽幕領のうち庄内・由利地方を支配した天野市十郎代官は、大山村（鶴岡市）に代官所を置きました。支配地は村山地方にもあり、落合村（山形市）に出張陣屋を置きました。ところが落合村などが宝暦3年（1753）3月頃に、長瀬代官千種清右衛門の支配に移され、代わって漆山代官所の支配下にあった柴橋村など26ヵ村が天野代官の支配に移されたのです。しばらくは村山郡の方に出張陣屋は置かれず、村山郡の村々は庄内大山から遠く離れており、御用を勤めるのにも日数も要し、はなはだ不便でした。そこで、宝暦4年に柴橋村に仮役所（陣屋）の設置を嘆願したところ、天野代官も大変不便であることを理解していたとみられ、翌5年に出張陣屋として柴橋陣屋の設置が許されたのです。

天野代官が宝暦10年に転出すると、代わって同年5月に小田切新五郎が、柴橋代官として就任しました。出張陣屋から代官所に昇格したわけです。その後も、5ヵ年ほど尾花沢代官所の出張陣屋であったことを除けば、柴橋代官所は終始本陣屋として使用されました。

白岩陣屋

寛永13年（1636）から、小林十郎左衛門代官の時に、白岩に出張陣屋が置かれ、下役の手代が駐在しました。小林代官の後の松平清左衛門の時にも、出張陣屋が置かれました。その後も松平家が代官の時には、引き続き白岩陣屋が置かれたとみられます。

元禄2年（1689）に小野朝之丞が寒河江代官になると、やはり白岩に出張陣屋が置かれ、

手代の岡野杵之進が白岩を預かったとあり、白岩陣屋に駐在していました。元禄7年(1694)に諸星内蔵助が羽州代官に就任すると、白岩陣屋に窪田与右衛門という手代が駐在しています。

正徳4年(1714)より寒河江代官となった柘植兵太夫は、白岩に出張陣屋を置きませんでした。白岩村にあった牢屋などは利用しました。その後、しばらくは白岩村に出張陣屋は設置されませんでした。

白岩陣屋の再置

宝暦3年(1753)に、風祭甚三郎が陸奥国埴代代官より同国小名浜代官に移りましたが、その際支配地が1万石増やされました。その増やされた支配地が、白岩村周辺にあったようです。そのため、風祭代官は白岩村に出張陣屋を置きました。しかし、風祭代官は、宝暦10年に備中国(岡山県)笠岡に移動します。それにとまって白岩陣屋は廃止されました。再置された白岩陣屋は7ヶ年で廃止となり、以後白岩村に陣屋が置かれることはありませんでした。

その後、寒河江と柴橋に陣屋が置かれていましたが、幕末の慶応3年(1867)、長岡山に寒河江・柴橋の統合陣屋を設置することになり、工事が進みました。しかし、戊辰戦争により慶応4年9月20日(9月8日に明治に改元)、長岡山の仮陣屋は焼失してしまいました。未完成ながらすでに統合した仮陣屋として使用していたのです。

17 寒河江・柴橋に赴任した代官や手代

元和8年(1622)、最上家の改易後、寒河江領2万石は幕府領となり、山形城主鳥居忠政の預地になりました。寛永13年(1636)鳥居氏が断絶すると、寒河江領2万石と谷地領1万5千石、尾花沢領2万石、合わせて5万5千石を支配するため、幕府は初めて小林十郎左衛門を代官として派遣しました。幕府代官の直接支配になったのです。村山地方で、寒河江は最も早く幕府領になりました。

徳川幕府の直轄領はおよそ400万石あり、全国の主要な鉱山や港湾・交通の要所や生産性の高い地域が編入されていました。寒河江もこれに当てはまる豊かな土地だったのでしよう。

では、どんな代官や手代が赴任してきて、どんな仕事をしたのでしょうか。その功績が今に伝えられている代官や手代が数多くいます。また寒河江で亡くなり、そのまま寒河江・柴橋の寺院に葬られた代官・手代やその家族もいました。

代官の仕事

幕府はその支配地に代官所（陣屋）を置き、幕府からの指図と法令によって領地を管理しました。代官所・陣屋、どちらも代官が事務を執る役所のことです。

代官は勘定奉行所の配下に属し、御目見得以上の身分で、江戸と支配地に役所を持ち、手付け・手代等を置いて執務にあたらせました。代官は秋の検見の時に下向するくらいで、ふだんは江戸の自分の代官所にいました。

代官の大きな仕事は、農民に年貢を納めさせること、地域の治安を守ること、人別帳を出させ人口を把握することなどでした。代官所で実際に執務にあたるのは手附・手代などと言われる役人で、寒河江・柴橋とも 4～5 人の編成でした。5 万石以上の領地を統治するのに、この人数では極めて不安定な体制なので、代官所付属の「会所」に、村々の名主から選ばれた「郡中惣代」が出勤して、代官所の業務を補佐していました。

村山地方の幕府領は代官がめまぐるしく替わり、それに伴い支配地の変更も多く、事務的な面だけをみても並大抵のことではなかったでしょう。

主な代官とその手附・手代たち

3代続いた松平代官

小林十郎左衛門の次の代官松平清左衛門は、慶安元年（1648）寺社領改めを行いました。これに基づき翌 2 年、幕府から各寺社に朱印状が下付されました。

清左衛門の後は、清左衛門の子息清兵衛が継ぎました。清兵衛は「寛文検地」を指揮したことで知られています。彼は十日市場の佐藤長左衛門宅に滞在して、わずか 5 年間で検地を終えました。その後は清兵衛の子息清三郎が継ぎました。3代に渡って 45 年間（1642～87）も代官職にありました。

溜池を整備した黒沢直右衛門

黒沢直右衛門は、享保 19 年（1734）から約 10 年間寒河江代官を務めました。その頃は「享保の改革」の時期で、定免制を実施し年貢の増徴を図るとというのが代官の大きな使命でした。

享保 20 年、用水不足の上谷沢で、黒沢代官は自ら普請奉行 となって縦横 100 間余、灌漑面積約 30 町歩の大堤を完成させました。用水池や溜池の整備に努め、少しでも増税につなげようとする施策のひとつだったのでしょう。上谷沢の人たちは代官に感謝し、寛政 11 年（1799）大堤の守護として「黒沢直右大明神」の碑を建立し、田植踊を奉納したと伝えています。

飢饉から人々を救った池田仙九郎

池田仙九郎は 2 度代官として赴任しました。まず寛政 2 年（1790）から 4 年間柴橋代官を務めました。さらに文化 7 年（1810）柴橋・寒河江代官として再び赴任しました。この時

は、天保5年(1834)まで在任24年におよびました。

池田代官の施策では、天保4年の凶饑対策、年貢軽減、臥龍橋の架橋、幸生銅山振興、砂金掘り奨励などがあげられます。

文政10年(1827)の臥龍橋架橋は、手代相沢大助に命じて架けさせたもので、洪水に流されないよう河中に橋脚のない刎橋形式の画期的な橋でした。相沢大助は甲州(現在の山梨県)出身で、土木、鉱山などに詳しくったようです。西川町の間沢川に「相澤大明神」という石碑があります。相沢はここにあった中谷金山の役人も務めたらしく、金山講中が相沢を神として崇めこの碑を建立しました。

天保期は凶饑の続いた不安定な時代でした。領民は天保4年(1833)の飢饉時の恩情に感謝し、翌々年日和田の新御堂に「池田府君仁政之碑」を建て、長くその徳を讃えました。池田代官は支配村々の農民の信望が厚く、大江町小見にも「縣令池田仁君之碑」があります。

遣米使節に加わった森田岡太郎

森田岡太郎は嘉永4年(1851)4月、柴橋・寒河江代官に就任しました。在任8カ月でしたが、その後の万延元年(1860)、日米通商条約批准書交換に赴く遣米使節の、勘定の責任者として渡米しました。柴橋代官所や幸生銅山を情感豊かに詠んだ『桂園詩稿』があります。

幸生銅山を再興させた林伊太郎

林伊太郎は鶴梁と号した学者でもあり、安政5年(1858)、遠州中泉代官から、このころ衰微しつつあった幸生銅山の出銅増加の命を受けて着任しました。代官は、自ら先頭に立ち「大なおり」の幟と手拭いを作らせ現場の士気を鼓舞し、増産にこぎつけました。「大直利」とは鉱山用語で銅が多く出ることをいいます。林代官が幸生銅山に赴いた時の様子を綴った見事な文章を、『鶴梁文鈔』に載せています。

安政5年には、古くなった臥龍橋を架け替えました。また、大江氏終焉の地、貫見御館山の墓所を調査させ、これを保護するように里人に諭しています。

最後の代官山田佐金二と手代河野俊八

慶応2年(1866)、山田佐金二が柴橋・寒河江代官として赴任しました。翌3年寒河江陣屋が焼失し、長岡山の統合陣屋の建設が急がれていました。しかし、慶応4年柴橋・寒河江領は突然庄内酒井藩領になってしまいました。山田佐金二代官は罷免になり、年貢割付状を各村に発給しただけで江戸に帰ってしまったのです。

代官が江戸に帰っても、代官所の役人たちは仕事を続けました。元締手代の河野俊八は、奥羽鎮撫軍(官軍)が仙台から山形藩領に入り、旧寒河江・柴橋領が仙台藩預りになった時、鎮撫軍の総督府から「郡司代」に任命されました。これが、その後再び寒河江を支配した庄内軍の反感を買い、庄内軍に捕えられ獄死してしまいました。河野は時代の転換期において戊辰戦争の戦火から郷土を守ろうと、庄内軍と鎮撫軍との間に立って奮闘したのです。代官

に代わって重要な役割を果たしていたといえます。

寒河江地方は250年近く幕府の直轄地でした。幕府から60人近い代官が派遣され、そしてそれぞれの代官の下で役人が実務にあたりました。ここでは特に知られている代官をあげましたが、それぞれの代官は、幕府からの命に従い懸命に統治したのではないのでしょうか。なかには罷免されたり、病気などで柴橋・寒河江で亡くなった代官もいたのです。

18 二度も起きた白岩一揆

白岩領主となった酒井忠重

元和8年(1622)に最上家が改易され、その領地のうち白岩領8千石は酒井忠重に与えられました。忠重は、酒井家次(酒井左衛門尉家)の三男であり、長兄酒井忠勝は庄内藩主、次兄酒井直次は左沢領1万2千石の藩主でした。

白岩一揆の始まり

白岩領主となった酒井忠重は大変過酷な支配を行いました。そのため白岩領では「白岩一揆」と称される一揆が起きました。

白岩一揆は、寛永10年(1633)10月に起こったとされています。確かに惣百姓・惣名主の名前で幕府の奉行所に提出された訴状は、寛永10年10月付けになっています。同年6月頃に下向した幕府巡見使に、7度まで訴状を提出しましたが、受け取ってもらえなかったということから、一揆はそれ以前から起こっていたのでしょう。

白岩領に隣接する左沢領は、寛永8年3月より庄内藩の預り地で、庄内藩の役人が勤務していました。そのうちの長谷川権左衛門という役人が、白岩に長期間駐在していました。それには相当な理由があったはずですが、このことから幕府奉行所への訴状は寛永10年10月付けですが、実際には2年前の寛永8年頃から白岩領の百姓たちが騒ぎを起こしていたと推察されます。

白岩一揆の原因

白岩一揆の原因は、領主酒井忠重の異常なまでの苛政にありました。その苛政の様子を目撃した安状から見てみましょう。

屋敷の取り上げ

百姓たちの屋敷80軒を奪って家臣などの屋敷に建て替えたのに、その後もその分の年貢を百姓から取り立てた。

御種貸の強制

白岩領では寛永元年（1624）から御種貸を行い、4割の利息を取り立てたが、同10年の訴状では粃1俵の金額を金1分として取り立てた。当時、山形・新庄・上ノ山の米値段は金1両に米3石5斗ないし4石※2であるのに対し、白岩領では金1両に粃4俵で、相場の2倍ぐらいの値段で納入させた。しかも種貸は、百姓が必要か否かに拘わらず、強制的に貸付け、利息の分が事実上年貢の一種となっていた。

重い定免

白岩領では田畑荒れ・山崩れ・川押しなどの災害が毎年のようにあったが年貢米は1粒も引いてくれなかった。事実上の定免であった。しかも二公一民という驚くべき高率だった。

年貢未進があってもどうしても納入できない百姓2名を成敗して、家内を欠所にしたうえに、彼らが所持していた田畑を惣百姓に割懸けて耕作させた。

年貢米の領民への押売り

江戸時代初期は、年貢米の販売先として領民が重要な存在だった。当時、白岩領から江戸や上方方面に廻米して販売するのは、ほぼ不可能だった。その点からも、白岩領の領民たちに年貢米を押売りするのが一番容易であった。領民たちには値段を引き上げて売り付けた。訴状にも、白岩領内に5200俵余りを百姓1人に米20俵・30俵と高い値段で押売りしたとある。他領より米を安く買い入れて、高い値段で米を売るために領内には他領より一粒も米を入れさせず、そのため厳しく口留めをした。

騙しもあり

忠重の支配の特徴は、単に厳しいというばかりでなく、「騙し」ともいえるようなやり方をとったことにもある。例えば、荒畑を百姓に再開発させて、それを忠重の方で手作りしながら、水帳に記載があったからと、百姓から年貢を出させた。

約束の反故

乳母を雇うとして百姓の女房多数を城内に召し上げ、5日とか7日とか差し置き、良し悪しを選んだ。

水沢村の左内という者の女房は選ばれて城内にとどまることになった。約束の期間は3年、1年に金3両を与えられることになっていた。3年どころか6年にもなったのに、金子は全く与えず、米1石5斗を与えただけだったので、左内は潰れ百姓※7になった。

大坂在番時のずる

忠重は寛永7年（1630）に大坂在番を命じられた。その際、夫銀として高100石につき銀180目、白岩領8千石で銀14貫400目を当座の分として領内から取り立てた。しかも詰つめ夫ふ※86人を命じ、その旅費などとして金22両を送金させた。ところが、大坂に着くと詰夫6人のうち4人を国元に帰し、4人分の金子を自分の方に召し上げて、代わりに女を安く雇って召し使った。

分限者の財産没収

最上家の時まで質屋を営んでいた彦左衛門という分限者が白岩におり、召使が40人も50人もいた。その親子を成敗し、家内を欠所にし、その財産を奪ったばかりか、その者が所持していた田畑を惣百姓に割懸け耕作させた。もちろん、収穫米などは忠重の方に取納めさせたのだろう。処分の理由は不明だが、おそらく些細なことを問題にした処分だったと推測される。

かの畑への検地

耕地の少なかった白岩領では、前々から野の末や山の中を切り開いて「かの畑」とし、1年替わりに粟・稗を作って食料として生命を維持してきた。ところが、忠重は寛永5年（1628）に検地を行い、新畑と名付けて本田の外に800石余を取り立てた。そのため、年々潰れ百姓が出たが、残った百姓たちから年貢を弁納させた。

毎日3人の人夫

忠重の御台所や御厩に、人夫として毎日3人ずつ召し使っていながら、別に金4両1歩と銀5匁ずつを惣百姓から取り立てた。明らかな二重取りだった。

1俵の容量

年貢米1俵の容量は、最上家の時は5斗5升入れだったが、忠重の時には6斗3升入れとして納入させた。百姓たちは以前より8升余分に加える必要が出てきた。これだけでも年貢米1俵につき1割5分ほども増徴となった。

身売りや餓死の人数

元和8年（1622）に忠重の支配が始まって以来、寛永10年（1633）までに1454人が身を売ったり餓死したりした。残された百姓たちが、その者の分まで田畑の耕作や諸役を済ました。

白岩領で百姓一揆が再発

寛永15年（1638）3月、白岩領が幕府領となり、延沢代官の小林十郎左衛門の支配に含まれることになりました。前年が村山郡は大凶作だったので、白岩領の多くの領民が食料に事欠く状態にあり、幕府代官に速やかな救済や施政の刷新を期待しました。しかし、小林代官は有効な対策を講じようとしなかったようです。そのため、同年6月には第二次白岩騒動と称される百姓一揆が再燃しました。

小林代官は、百姓一揆を直ちに収束させる力を持っていなかったため、山形藩保科家の力を借りることにしました。一揆の指導的百姓36名が、山形藩主保科正之らの計略で捕縛されて、同年7月に処刑されたことで、騒動は沈静化されました。白岩の誓願寺に「白岩義民供養塔」があります。

白岩一揆の顛末

白岩領民の度重なる訴訟に勝利したとみられる忠重ですが、突如、寛永15年3月に白岩領を没収され、廩米8千俵に改められました。同時に白岩城も取り壊されました。白岩領の

上知が決定した背景には、ちょうど天草・島原一揆が一段落した時期であることから、白岩一揆が天草・島原一揆のような大乱とならないよう、思い切った処置が取られたものと見られます。

忠重は領民たちをどのように考えていたのでしょうか。酷使しても餓死させても無尽蔵に存在するものと思っていたのではないのでしょうか。身分制の下で、領民を同じ人間とみていなかったのではないのでしょうか。

19 高松堰と清助新田の開発

寒河江市の西部に、清助新田という地名があります。似たような地名として、東根市には藤助新田、天童市には藤内新田といった地名があります。これらは、その土地を開発した人の名前を村落名につけたものです。

高松堰の開削

戦乱も収まった江戸時代になると、各地で荒地や原野の開発が盛んになります。その開発の規模も様々で、集落の農民が近くの荒地を開発して耕地を広げる場合（切添）もあれば、新たな村ができるほどの大規模なものも多くありました。

こうした開発が可能になったのは、農業技術の発達や、測量技術の向上によって、大規模な用水堰の積極的な開削が行えるようになったことがあげられます。

寒河江市街地西部の長岡山、平野山、高瀬山に囲まれた平地は、北から南にゆるく傾斜しています。この地域を潤す用水堰が、寒河江川から水を引いた高松堰です。この地域は、泉や山から流れ出る小さな川を利用して、古い時代から開拓されていました。その後、大江氏の一族で柴橋地内の高松に住む高松左門が用水堰を整備したので「高松堰」と呼ばれています。

しかしながら、当時の高松堰は雨池（現在の松川）や金谷原方面には行かず、荒地になっているところが多かったようです。慶長年間（1596-1615）になると、雨池村に住んでいた九州浪人の菊地藤五郎が、寒河江川から水を引き、平野山を迂回して、木の沢、松川、金谷方面まで拡張して用水堰をつくりました。この時、左沢の人々からも協力を得て開いた耕地、およそ 90ha は今も大江町の飛地になっています。

清助新田の開拓

白岩の領主酒井氏に身を寄せていた会津の浪人佐藤清助は、寒河江川の河岸段丘で水の得にくい原野であり、農民の採草地となっていた谷沢村の富沢原に目を付けます。清助とそ

の同志は、谷沢村の名主に相談し、この原野の開発を寒河江代官所に願い出て許可を受け、寛永7年（1630）に開発を始めました。

荒地を水田にするには、灌漑用水の確保が必要で、清助は寒河江川から水を引こうと考えます。そのためには、上流の上谷沢あたりから取水しなければなりません。清助は谷沢村に協力をお願いし、新田堰を引くこととしました。この開発に谷沢村でも協力することになったようです。この用水を谷沢村の田畑でも利用できるようにすること、新田開発事業に谷沢村の村民も参加させることなどが協力する条件だったと考えられます。

この新田堰の工事は、上谷沢西端に寒河江川からの取水口を設け、急な崖の岩盤をくり抜いて用水路を造り、だんだんと上谷沢村落がある段丘の縁に上げて、谷沢長福寺の所から下谷沢に通して、上新田・中新田と下新田の二方向に分水するというものでした。

代官からは、「堰が完成しない時には責任者をお仕置にする」という命令があり、清助は「もしも揚水に失敗したら、自らの身を堰口に埋めて龍神となる」という決意で立ち向かったそうです。大変な難工事であったため、白狐が清助に堰の道筋を教えたという言い伝えが残るほどでした。清助は用水分岐点に稲荷神社を祀り、村落が安定した頃には清助新田にも稲荷神社を勧請しています。

富沢原の開発には、谷沢村寄りに上新田をおき、清助をはじめ会津藩時代からの家来を核にして、谷沢村出身の農民とともに14戸があたりました。また、西覚寺集落寄りに中新田、米沢集落寄りに下新田をおき、それらを拠点として開発が進められました。開発事業は、道路や水路を作り、樹木を伐採して、石礫を取り除く作業と家屋を作ることでした。開発主の佐藤清助や新田開発の核となった人たちには、広い屋敷や田畑が与えられたようです。

比較的に標高が高く、水の引けない砂礫丘であった「原山」一帯は、畑地として残したものの、大半は水田として開発することができました。こうして8年の歳月と多大な労力を投じて開発事業が終わり、開発高240石余、面積26ha、戸数48戸の村ができました。

当時、新田開発を奨励するため、新田開発後一定の期間（多くは3年から5年）は、鍬下年季といわれる年貢の徴収が免除される制度が設けられていました。清助新田でも、この鍬下年季があけた寛永18年（1641）に検地が行われました。

普通、新田の開発者には、その石高の10分の1を与えて、その功績に報いる慣例になっていました。寛永15年（1638）に小林十郎左衛門代官は、佐藤清助に対して開発の忠節によって、「功劳10分の1高」を与えようとしたのですが、清助はこれを辞退しました。代わりに、村民を他の村の普請へ出さないでほしいと願い出たのです。これは、新田用水堰のうち「岩之内」という所の堤防がしばしば破れるので、毎月のように補修するための人足を出さなくてはならず、村民が困っていたのです。この願いは、代官所から許可されました。

新しくできた村は、谷沢村の助けを受けながら開発したことから、最初は「谷沢新田」と言ったようですが、2代目の清助の頃から独立した村となり「清助新田村」となりました。

佐藤清助家

清助の新田開発事業は寛永 15 年に一区切りつきますが、その後も耕地整備は続けられ、村落の安定を目指しました。

清助は、慶安 4 年（1651）に村落の菩提所として龍泉寺を開きます。また、愛宕神社や稲荷神社も清助が勧請したものであり、稲荷神社はのちに佐藤氏の氏神から村社となりました。これらのお寺や神社は、村民の精神生活の安定にも大きな役割をはたし、祭りや慰安の場所ともなりました。

慶安 4 年 4 月に清助は亡くなりますが、その功績により、地元では「新田大将」「田祖」とも慕われ、かつ敬われています。清助の家は上新田の中央、現在の清助新田公民館のところにありました。広大な宅地を所有し、その子孫は代々清助新田の名主役を務めました。

その系譜をたどると、9 代と 10 代清助は柴橋陣屋の郡中惣代を務め、11 代清助は長男に名主役を譲って、相原復平と名乗り、幸生銅山の経営に携わりました。その後も子孫は村の要職に携わりましたが、現在は東京に移り住んでいます。

開発の影響

清助の新田開発は、それまであった集落にとっては、大きな脅威となったようです。それは、それらの村の土地が清助に侵略されるのではないかという恐れでした。そこでこれらの既存の集落は富沢原の境界まで集落を移動させて、清助の開発の拡大を阻止しようとした。

八鍬の西にあった西覚寺集落は、もとは現在より一段低い寒河江川の河原近くにありましたが、中新田の開発に対抗して、村の旧家 17 人が日枝神社と共に現在の位置に移動したと伝えられています。米沢集落も、もとは現在の集落より 200 メートルほど東の国道 287 号付近にあったようですが、清助が新田の開発拠点として下新田をおいた時に、高松堰路を越えて三嶋神社と共に現在地に移動したと伝えられています。谷沢集落も、現在は寒河江川沿いの段丘縁に立地していますが、ここに移ったのは、谷沢地内を清助新田堰が通った時と伝えられます。これも新田堰によるこの地の開発を阻止しようとしたものだったようです。

こうした影響を近隣の村落に与えながらも、清助新田村は発展を続け、江戸時代の終わり頃の慶応 4 年（1868）には、高 292 石余、家の数は 62 軒、人口 353 人の村に成長したのです。

20 堰の開発と広がる耕地

寒河江には、最上川と寒河江川が流れ、古くから用水を引く事業が行われてきました。生活と生産のもとになる水の確保はもちろん、城郭やまちの整備にも欠かすことはできません。寒河江の人々は、どのようにして水を確保し、耕地を広げてきたのでしょうか。

堰の開発と維持

大江氏が入部すると、広い範囲に権力が及ぶようになり、寒河江川から大規模に水を引いて、開発がすすめられるようになりました。江戸時代の初め頃までには、大きな堰が3つ作られ、上流から高松堰（一ノ堰）・二ノ堰・大堰（三ノ堰）と呼ばれています。他にも、熊野川から引く幸生大堰・芝屋堰（幸生）・厚河堰（白岩）、実沢川から引く田代大堰・留場大堰などがあります。

*高松堰の開削については、清助新田の開発とのかかわりから前項(19)に記載しました。

二ノ堰

八鍬村下から揚水し、寒河江市街を通り、島・高屋まで広大な耕地を潤しました。室町時代に大江氏8代時氏、9代元時が寒河江城を構築した際に、堀に水を引くために開削したといわれています。寒河江城及び城下の生活用水となり、耕地の拡大にもつながりました。享保19年(1734)では、灌漑高が1万2203石程ありました。堰の管理は寒河江本郷六ヶ村で分担され、主に用水普請の人足やむ筵しろの数の割り当て、堰守への手当給を負担しました。堰守は堰口を巡回し、揚水に支障がないようにしていました。堰守の任命は代官が行い、江戸後期に2度も務めた森谷与兵衛など、堰守の多くは八鍬村の者が担当しました。

大堰

日和田村地内から揚水する大堰は「谷地堰」と称されていましたが、江戸後期(文政年間)頃から「大堰」と呼ばれたようです。堰水下18ヶ村、1万7000石の耕地に灌漑する一大用水堰です。室町時代末期に中条氏が着手し、白鳥氏がこれを引き継ぎ、谷地城下を堀で囲むために、大規模な開削がなされたのでしょう。

日和田村から堰守を出し、堰全体の管理は、堰下の村々を2~3ヶ村ずつの組に分けて管理する年番(堰番)を設けていました。堰口の小規模な破損は、堰守や堰子が対応し、他は人足による堰普請を行っていました。

しかし、大破の時には、扶持米と工所用材木を負担してもらう代官管理の普請になりました。この普請は厳しいものでした。午前4時に始まり、働かない者、遅刻した者は後手鎖、不埒な者には長い板を背負わせ、一日中笠も付けずに立て置くという罰則が科せられました。このため、普請稼人(働き手)がなかなか集まらなかったようです。

二ノ堰と大堰との紛争

元文5年(1740)寒河江川が渇水し、谷地堰が河流を締め切って揚水したので、谷地堰下流に堰口があった二ノ堰が水不足になりました。谷地堰側に通水の願いをしましたが、聞き入れられず代官所に訴えました。代官所から、「谷地堰より上流で、二ノ堰に通水できないか」といわれたので「高松堰へ多分に水揚、二ノ堰へ分水仕候」と答えたところ、許可が下りました。早速高松堰の村々へ依頼して、二ノ堰から分水してもらい、無事灌漑することができました。これで困ったのが谷地堰側です。二ノ堰側に詫びを入れ、これ以後、河流を締め切らずに、三間の幅だけ水を流す事で決着。この「三間通水」の慣習は両堰の合併まで

続くこととなります。

寒河江川は、度々洪水を起こし、洪水などによる堰口の破損の修理により、堰口が移動することがあります。この移動は、堰守の交代にもつながり、一部で独占されていた堰の管理が、水下村全体になるきっかけにもなりました。

また、寒河江川右岸の谷沢や最上川右岸の中郷・平塩などは、河川との高低差が大きかったので、溜池灌漑によって耕地の拡大をはかっていました。

用水堰の統制と整備

水利組合の設立

明治になっても、堰の維持は大規模な災害を除いては、関係組合村によって維持されてきました。明治17年(1884)に「水利土功会」が組織され、郡長西川耕作がその管理者になりました。同25年には、土地所有者を構成員とする「普通水利組合」に組織替えし、関係村長が管理者となり、代表議員(表1)による審議を通して、組合が運営されることとなります。

高松堰は末端で二ノ堰と交錯することから、維持管理は寒河江村も入れて5ヶ村(谷沢・米沢・清助新田・八楯の4村は明治22年合併して高松村となる)で負担しました。開削者の菊地藤五郎家は、面積1町歩までの堰料と人夫負担が免除されました。

二ノ堰は、明治12年(1879)に石堤と沈床が流失し、修理に2573円を要しましたが、初めて県から1801円が補助されました。明治33年(1900)ころには、二ノ堰の用水を動力として水車を利用する業者が11人ほど現れ、精米などに使用し1戸1白1円の負担金を支払っています。又、生活用水はもとより、酒造りや製氷にも使われました。

大堰は、明治23年(1890)に水利組合が発足し、明治40年(1907)には道生堰と合併し、三泉・溝延も含んで一体的に用水管理ができるようになりました。同44年、堀替工事を行っていた時に、寒河江川から大量に揚水することになり、二ノ堰側から抗議を受け、以後堰口付近に監視小屋を置くことで決着しています。

最上堰の開発

明治になって、大江町深沢を揚水口として、中郷・平塩を通過し、最上川右岸11ヶ村の耕地を灌漑する最上堰が開削されました。

この地域は水に恵まれず、しばしば干害に見舞われてきました。江戸時代から、最上川からの揚水を代官所に要請してきましたが、土木技術が低い上、巨額の費用が見込まれると許可されませんでした。明治16年(1884)再び大干ばつに見舞われ、稲が枯れてしまいました。中郷村の安孫子兼治郎は、分家の安孫子紋四郎、長崎の高橋甚内と同盟を結び、最上川からの引水事業を計画しました。しかし、工事の難しさから県は認可しませんでした。紋四郎は同盟を脱退。兼治郎は高橋と共に、明神禿の隧道掘穿にとりかかりましたが、経費がかさみ、高橋も脱退してしまいました。しかし、兼治郎は独力で取り組みました。

明治19年、県会議員や郡長の理解を取り付け、長崎村の柏倉文四郎を同盟に入れ、測量

が終了しました。その後、公借の法で数万円の資金を得て、工事が開始されました。明治21年(1888)12月2日に通水落成式が挙行され、兼治郎の多年にわたる宿望がついに達成されたのです。その喜びは「手の舞、足の踏むところを知らず」と記されています。

兼治郎の奮闘はこれで終わりませんでした。通水した堰のコースと地形から、地元の中郷地区を潤すことはなかったからです。そこで、中郷の八幡神社の西南方、大和沼など4つの沼や池を改修し、貯水量をあげて耕地を灌漑したのです。工事費の大方は兼治郎の負担でした。

戦後、用水と耕地の管理を一体的に進めるために、地区ごとに土地改良区が設立されました。「月山の雪解け水を水田まで」と、用水と排水を分ける設備を普及するなど、生活排水との共存を図っています。

堰の歴史には、先人たちの知恵と努力がつまっています。